# 学校いじめ防止基本方針

八戸市立島守中学校

## 1 いじめ防止基本方針策定にあたって

昨今いじめを起因とする不登校や、いじめを苦に自らの命を絶ってしまう残念な事例が多々取り上げられ、いわゆる「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。またいじめの様相も、近年の急速な情報技術の発達により、ますます複雑化、潜在化している現状である。

こうした中、子どもたちが安全かつ健全に学校生活を送り、豊かな人間関係を育成していくため、今一度,すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組み、対応についての共通理解を図り、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取 り組むことが学校に対して求められている姿勢である。

そこで本校では、いじめ根絶の理念のもと、いじめの未然防止、早期発見、いじめを認知した場合に迅速かつ 適切に解決するため、教職員全員が一丸となり教育活動が展開されるよう、「学校いじめ防止基本方針」として ここに作成した。

## 2 いじめとは

## (1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと旨とする。

## (2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる
- ②いじめは、決して許されない
- ③いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる
- ④いじめは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える
- ⑤いじめは、命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ⑥いじめの、問題への対応は学校における最重要課題の一つである
- ⑦いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域、各関係機関等が一体となって問題へ取り組んでいく必要がある

## (3) いじめの構造やその背景

いじめは無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態や、遊びやふざけあいのような、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のようなカモフラージュされた形態などで行われる。いずれにしても、いじめは大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われる。また、いじめは大別すると、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」、「傍観するなどの周囲の生徒」に分けられる。周囲の生徒のその状況により、いじめは抑止も増長もされうる。

いじめのその背景は、 <u>嫉妬心・支配欲・愉快犯・同調性・嫌悪感・反発・報復・欲求不満</u>など様々な要因があげられる。

# (4) いじめの態様

- ①冷やかし、からかい、悪口、脅し文句
- ③ぶつかる、小突く、遊ぶふりをして叩いたり蹴る
- ⑤金品をたかる、使い走りなどの命令、脅し
- ⑦危険なことをされたりさせられる、性的辱め
- ②仲間はずれ、集団による無視、陰口、避ける
- ④ひどくぶつかる、叩く、蹴るなどの暴力
- ⑥物を隠す、盗る、壊す、捨てる
- ⑧メールやネット上での誹謗中傷

## 3 校内体制について

校内に「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーとする。主に、本校に関するいじめ防止の取り組みに関すること、相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発などに関することを行う。

いじめが発生した場合は、当該学年主任、学級担任を加え、事実関係の掌握、関係生徒、保護者への指導・対応にあたる。また、臨時の職員会議を開き、全職員の共通理解を図る。

## 4 いじめの未然防止について

「いじめが起こらない学級・学校づくり」を推進していくために、いじめの未然防止のためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることが必然であり、「いじめ を生まない土壌づくり」へ取り組んでいくことが重要である。

- ①学業指導の充実
- ・規範意識、帰属意識向上のための集団づくり
- ・表現力・思考力・判断力育成のための授業づくり
- ②特別活動の充実
- ・学級活動、委員会活動の充実による自己有用感の向上
- ・学級会活動における望ましい人間関係の構築
- ・生徒会等を中心とする学校生活における生徒の自治能力の育成
- ③道徳教育の充実
- 人権教育、道徳教育の充実
- ・講演会の実施
- ④キャリア教育の充実
- ・体験活動によるボランティア精神やコミュニケーション能力の育成
- ・将来の夢をもち、進路実現に向けての態度やプランニング能力の育成
- ⑤教育相談の充実
- ・面談を定期(11月)、不定期(チャンス相談)的に実施
- ⑥情報教育の充実
- ・教科における情報モラル教育の実施
- ⑦保護者・地域との連携
- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・参観日等において、いじめ防止に関する意識の啓発

#### 5 いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。日頃の些細な変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないという強い姿勢が求められる。また、教職員と生徒、保護者との信頼関係が構築されることで、相談体制や情報提供が充実し、よりいじめの早期発見につながるものである。

- ①日々の観察
- ・休み時間や授業、部活動などにおける些細な変化への気づき
- ・生活ノートなどからの情報収集
- ②相談体制の整備
- 教育相談での情報収集
- スクールカウンセラーの活用
- ③定期的調査の実施
- ・学期1回のいじめ実態調査アンケートの実施
- ④情報の共有
- ・職員会議などでの情報共有
- ・配慮を要する生徒の実態把握とその対応への共通理解
- ・進級時の引継ぎ

## 6 解決に向けた対応について

- ①学校としての取組
- ・いじめが発生した場合、いじめ対策委員会をすぐに招集する。
- ・生徒指導、当事者のいる学年、学級担任、養護教諭などを中心に事実確認を行う。
- ・事実確認後、当時学年及び学級担任および生徒指導が中心となり、事態解決に向けての指導にあたる。
- ・状況に応じて、当事生徒の保護者への事実説明を行う。
- ・共通理解を図るため職員会議を開き、全教員へ事実を報告し、いじめられた生徒に対する配慮と、再発防止へ向けての意思の疎通を図る。

## ②いじめられた生徒について

- ・事実確認を行うとともにいじめられた生徒の気持ちを享受し、心のケアに努める。その場合担当学年もしく は学級担任が主となり、場合によりカウンセラー等とも連携して心のケアに努める。
- ・秘密を守ることや、最後まで守り抜くことを伝える。

- ・保護者に対しては、家庭訪問等で事実説明を行うとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協 議する。
- ・家庭との連携を密にし、些細な変化についても連絡してもらう。また、学校生活での様子についても伝えていく。
- ③いじめた生徒について
- 断定的な状況にならないように配慮しながら事実の確認を行う。
- ・一定の教育的な配慮のもと、いかなる理由があろうとも、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然 とした態度で粘り強く指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、再発防止に努める。
- ・保護者に対しては、事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示す とともに、生徒の変容のために今後の手立てを協力して推し進める。

## 7 重大事態への対応について

## (1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合もしくは生じた疑いがある場合。
- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合
- ・登校が困難な状態に陥った場合

#### (2) 重大事態の報告

- ①重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。
- ②校長を中心とし、事後の対策を講じる。また、場合によってはマスコミへの対応についても対策を練る。
- ③警察など外部機関の協力を求める。

## (3) 重大事態の調査

- ①校内調査、もしくはそれで不十分な場合第三者における調査委員会を設置する。
- ②組織において、当事者に対しての聞き取り調査を行う。
- ③当事者以外の保護者、生徒に対して緊急集会を開き状況説明を行うとともに、アンケート調査を実施する。

## 8 評価

教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、結果を考察することで、以後の指導の改善に生かす。

## 9 その他

ネットいじめへの対応

(1) インターネットや携帯電話等に関する地域的様相

携帯電話やスマートフォンの所持者の増加傾向に加え、ゲーム機、携帯音楽プレイヤーからのネット接続をする生徒が増えていること、ネット接続可能な自分用のパソコンを持つ生徒もいることから、家庭でのルール作りを呼びかけるとともに、ネットいじめの現状の情報提供を、保護者、生徒に対して行う必要がある。

# (2) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷を不特定多数の者が掲示板に書き込んだり、メールやラインなどで行うもの。

## (3) ネットいじめの予防

# ①保護者への啓発

- ・携帯電話やスマートフォンを子どもに所持させることのリスクを知らせる。
- ・家庭内でのネットに接続可能な機器類の使用上のルール作りを促す。
- ・ゲーム機類におけるフィルタリングの活用。
- ・情報モラルに関する講演会の実施
- ②生徒への指導に関して
- ・情報モラル教育の実施
- ・情報モラルに関する講演会の実施
- ・インターネットの特殊性についての指導